

新潟市における総合的な汚水処理の推進について

● 背景と目的



- ・施設整備の**高コスト化**（20年間で約7倍）
- ・残事業費 **2,800億円**、完成までに**140年**
- ・人口減少による下水道使用料の収入の減少

市民ニーズに対応できない
厳しい下水道事業運営

このことから、**汚水処理施設未普及地域の早期解消と持続可能な汚水処理運営**を図るため、下水道と合併処理浄化槽の適切な役割分担による「総合的な汚水処理を推進」を目的に、**汚水処理施設区域図と新たな浄化槽設置補助制度**を取りまとめました。

● 総合的な汚水処理の概要

【基本方針】

「下水道」と「合併処理浄化槽」の2本柱で汚水処理を推進

- 市街化調整区域は原則、**合併処理浄化槽による汚水処理へ移行**します。
・既に下水道整備に着手している地域は5年程度継続します。
- 下水道整備区域外の既存住宅については、浄化槽の設置替えが**下水道接続の場合と同水準となるよう従来の補助制度を改正**します。

【取り組み1】下水道整備区域の見直し

- ・市街化調整区域は原則、**合併処理浄化槽整備区域**に指定。
⇒別紙「市街化調整区域における汚水処理施設区域図」の**薄い緑着色区域**
- ・市街化調整区域内の事業計画区域のうち、合併処理浄化槽による処理に移行する区域は**合併処理浄化槽移行区域**に指定。
⇒別紙「市街化調整区域における汚水処理施設区域図」の**緑着色区域**
- ・市街化調整区域内の事業計画区域のうち、引き続き**下水道整備を行う区域**
⇒別紙「市街化調整区域における汚水処理施設区域図」の**赤着色区域**

【取り組み2】合併処理浄化槽の新たな設置補助制度

(1) 補助対象区域

- ・**合併処理浄化槽整備区域**（下水道事業計画区域、農業集落排水事業区域および公設浄化槽区域を除いた区域）
- ・下水道事業計画区域を改め、**合併処理浄化槽移行区域**に指定された区域

(2) 補助対象者

- ・主に住宅^{※1}として利用する建物に「補助対象工事①～③（下表参照）」を行う方

※1 店舗併用住宅なども対象とするが、補助対象は住宅に係る部分のみ（延べ床面積で按分）

(3) 補助対象工事

- ① 既存住宅における合併処理浄化槽への設置替え工事（単独処理浄化槽又はくみ取り便槽からの設置替え）
- ② 既存住宅の**建替え**に伴う合併処理浄化槽の設置工事（同一敷地内に限る）
- ③ 住宅新築に伴う合併処理浄化槽の設置工事（**合併処理浄化槽移行区域**に限る）

(4) 補助対象経費

| 工事区分 | 浄化槽設置工事 | 宅内配管工事 | 既設槽撤去工事 | |
|-----------------------------|-----------|--------|---------|---|
| | | | ○ | ○ |
| ① 設置替え工事 | 単独処理浄化槽から | ○ | ○ | ○ |
| | くみ取り便槽から | ○ | ○ | — |
| ② 建替えに伴う設置工事 | 単独処理浄化槽から | ○ | ○ | ○ |
| | くみ取り便槽から | ○ | ○ | — |
| ③ 新築に伴う設置工事（合併処理浄化槽移行区域に限る） | ○ | — | — | — |

(5) 補助限度額

| 工事区分 | 住宅の延べ床面積等（浄化槽の大きさ） | 補助限度額 |
|--------------------------------|--------------------|------------------|
| | | |
| ① 既存住宅における設置替え工事 | 単独処理浄化槽から | 130㎡以下（5人槽） 84万円 |
| | 130㎡を超過（7人槽） | 96万円 |
| | 2世帯住宅（10人槽） | 120万円 |
| ② 住宅建替えにおける設置工事 | くみ取り便槽から | 130㎡以下（5人槽） 84万円 |
| | 130㎡を超過（7人槽） | 96万円 |
| | 2世帯住宅（10人槽） | 120万円 |
| ③ 新築住宅における設置工事（合併処理浄化槽移行区域に限る） | 130㎡以下（5人槽） | 45万円 |
| | 130㎡を超過（7人槽） | 57万円 |
| | 2世帯住宅（10人槽） | 81万円 |